

## 「若鷹クルージングクラブ」会則

### 第1章 総則

#### 第1条（目的）

本クラブは、クルージングヨット「若鷹」の運用を通じて、会員の親睦、帆走技術の向上、シーマンシップの育成と向上を図り、あわせて海洋スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。

#### 第2条（名称）

本クラブの名称は「若鷹クルージングクラブ」と称する。

#### 第3条（所在地）

本クラブの所在地は、神奈川県横須賀市金谷3-4-12-102内とする。

#### 第4条（活動）

本クラブは、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- （1）会員の親睦、操船・帆走技術の向上等を図るための活動
- （2）クルージングヨット「若鷹」の維持
- （3）その他、本クラブの目的を達成するために必要な諸活動

### 第2章（会員）

#### 第5条（種別）

本クラブの会員は、本クラブの目的に賛同する個人及び法人をもって構成する。

#### 第6条（入会）

入会を希望するものは、役員に申込み、会長の承認を得るものとする。

#### 第7条（会費）

- 1.本クラブ会費は、個人会員60,000円/年、法人会員120,000円/年とする。
- 2.各年度の会費は、2月末までに翌年度分を納入する。
- 3.会員が退会した場合、払込済みの会費はその理由の如何を問わず返済しない。
- 4.年度の途中での入会においても年会費全額を納入する。

#### 第8条（会員の義務）

会員は、会則及び総会の決議に従うとともに会の運営には積極的に参加しなくてはならない。

#### 第9条（退会）

会員は、書面による申し出により退会できる。また、死亡した場合は、自動的に会員資格を失う。

#### 第10条（除名）

会員は、次のいずれかに該当する場合には、役員3分の2の議決を経て除名することが出来る。この場合、除名決議を行う役員会で被除名者に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）本クラブの名誉を著しく損じたとき
- （2）会費を滞納し、督促をしても納付がないとき

### 第3章 役員

#### 第11条（種別）

本クラブに、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名

委員 若干名  
監査役 1名

#### 第12条（役員を選任）

役員は、会員の中から会員の互選により選出する。

#### 第13条（役員の職務）

- 1.役員は、役員会を構成し、本クラブの業務執行を決定する。
- 2.会長は、本クラブを代表し、会務を総理する。
- 3.副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。
- 4.委員は、会長の命を受け、副会長と協力して本クラブの事務を処理する。委員の構成は、事務局及び会計とする。
- 5.監査役は、本クラブ運営に関する会計上の監査を担当する。

#### 第14条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

### 第4章 会議

#### 第15条（種別）

本クラブの会議は、総会及び役員会とする。

#### 第16条（総会）

- 1.総会は、年一回、会長がこれを招集して開催する。
- 2.総会は、次の事項を承認、決定する。
  - (1) 活動報告及び会計報告
  - (2) 活動計画
  - (3) 会長等役員を選任
  - (4) 会則の変更
  - (5) その他、本クラブの運営に関する重要なこと。
- 3.総会における承認、決定は、出席者の合意によって行う。

#### 第17条（役員会）

役員会は、本クラブの活動に必要なとき随時会長が招集して開催する。

### 第5章 艇の運航

#### 第18条（出艇基準）

- 1.「若鷹」オーナー及び事前に役員会で選任された艇長及び艇員が乗艇すること。
- 2.オーナーが同乗しない場合、事前にオーナーに運行計画の了承を得ていること。

### 第6章 財務

#### 第19条（財務）

- 1.本クラブの経費は、原則として、会員納入の年会費で賄う。
- 2.本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

### 第7章 解散

#### 第20条（解散方法）

- 1.総会において全員一致で決議されたとき。
- 2.「若鷹」が運航の用に適しない状況になったとき。
- 3.オーナーの事情により「若鷹」の使用が不可となったとき。

#### 第21条（解散時の資産の処理）

- 1.余剰会費は、解散時の会員数で案分する。

2.本クラブ発足時点の「若鷹」艀装に本クラブの経費で新たに付け加えた艀装品については解散時点の相場金額を「若鷹」オーナーに請求し、余剰会費に納める。

附則

この会則は、平成28年3月1日から施行する。